

**富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、富山県武道館（以下「県武道館」という。）の整備を契機として、富山県総合運動公園（以下「県総合運動公園」という。）の魅力向上のため、民間事業者を主体とする、県武道館を含めた県総合運動公園全体の最適な管理運営手法の調査を実施する富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務（以下「本業務」という。）の委託先を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルは、富山県令和6年度当初予算の成立を前提とした会計年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において当初予算案が否決された場合は、本業務の委託契約は締結しないものとする。なお、この場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務委託

(2) 業務内容

別紙1「富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、対象施設については、参考資料1「県総合運動公園パンフレット」を参照のこと。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 予算額（業務委託費の上限）

金19,635千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

（上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。）

3 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 参加申込書 提出期限 | 令和6年 3月27日（水） 午後5時【必着】 |
| (2) 質問書 提出期限 | 3月27日（水） 午後5時【必着】 |
| (3) 質問に対する県からの回答 | 4月3日（水） 午後5時 |
| (4) 企画提案書等 提出期限 | 4月12日（金） 午後5時【必着】 |
| (5) 候補者選定（プレゼンテーション） | 4月下旬（予定） |
| (6) 契約締結 | 5月上旬（予定） |

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 優れた企画能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

- (2) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (3) 同種・類似業務の実績を有していること。
※同種業務とは、国又は地方公共団体の公園施設の民間利活用に関する調査・検討業務とする。
※類似業務とは、国又は地方公共団体の公共施設の民間利活用に関する調査・検討業務とする。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力導入可能性調査業務を受注した実績を有していること。
- (5) 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (6) 本プロポーザルの募集開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

5 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1）、
企業概要（様式任意、パンフレット等で可）
- (2) 提出期限 令和6年3月27日(水)午後5時【必着】
- (3) 提出方法 電子メール
件名は「【参加申込】富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務」と

すること。

参加申込を受け付けた場合は、受け付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」）を送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

- (4) その他 参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和6年4月12日(金)午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。（提出方法は参加申込と同様）

6 質問の受付・回答

プロポーザルへの参加に際して質問がある場合は、下記により提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル質問書（様式2）
(2) 提出期限 令和6年3月27日(水)午後5時【必着】
(3) 提出方法 電子メール

件名は「【質問】富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務」とすること。

質問を受け付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

- (4) 回 答 質問に対する回答は、令和6年4月3日(水)午後5時までに、全ての参加者に電子メール及び県ホームページにより通知する。
- (5) その他 以下の質問は受け付けないこととする。
- ・電話又は口頭による質問
 - ・参加申込みの状況など、他の事業者に関する質問
 - ・その他、不適切又は無関係な質問

7 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙1の仕様書を踏まえ、下記により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（内容は下表のとおり。）

書類		内容に関する留意事項
1	事業所等の 業務実績一覧 (様式3-1)	<ul style="list-style-type: none">・同種・類似業務及び民間活力導入可能性調査業務の受注実績であって、平成30年度から令和5年度までの間に完了した業務（検査・成果品引渡しを終了しているもの）であること。・業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを添付すること。（テクリスで内容が判断できる場合は、テクリスの写しでも可。）・記載する業務は、同種・類似業務は5件以内、民間活力導入可能性調査業務は1件とする。

2	業務実施体制 (様式3-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務責任者、業務担当者を記載する。 ・業務担当者を複数配置する場合、代表担当者を1名配置すること。 ・配置予定者は、原則変更できない。ただし、病症、死亡又は退職等の特別な理由による変更であり、かつ、変更後の者について本県が承諾した場合は、可能とする。 ・参加者以外の企業に所属する者を業務担当者とする場合、企業名等を記載すること。 <p>(受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本県に書面による承諾を得た場合は、本業務の一部を再委託することができる。)</p>
3	配置予定者の業務実績 (様式3-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の従事経歴に記載する業務については、平成30年度から令和5年度までの間に完了した業務のうち、業務責任者の場合は業務責任者として、代表担当者の場合は業務責任者又は代表担当者として従事したものを記載すること。(記載する業務数は、同種・類似業務は5件以内とする。) ・手持ち業務については、業務責任者又は代表担当者のみ、企画提案書提出期限日現在で、全ての発注者(国内外問わず)のものについて記載すること。 <p>(手持ち業務とは、業務責任者又は代表担当者に加え、業務担当者となっている全ての業務をいう。本業務以外の業務で配置予定者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とする。)</p>
4	業務実施方針等 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制図、業務フロー・スケジュール、中間報告書(必要に応じて、別途受注者と県が協議のうえ提出)など対外的に調査状況を示すタイミングや内容、その他業務遂行上の配慮事項等を含めて、本業務の全体像がイメージできるように記載すること。(A4判:4ページ以内を目安とする。)
5	提案項目 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に示す提案項目について、記載すること。 ① 仕様書中の「5 業務内容」の(1)～(3)に関する具体的な取組みや手法等の提案(A4判:3ページ以内を目安とする。) ② 同「5 業務内容」の(4)～(6)に関する具体的な手法等の提案(A4判:3ページ以内を目安とする。) ③ 同「5 業務内容」の(7)(8)に関する具体的な提案(A4判:2ページ以内を目安とする。)

6	参考見積書 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の所要経費を見積もること。(消費税及び地方消費税の額を明示すること。) ・算出内訳(項目、業務内容等)、根拠(単価、数量、工数等)などを記載又は添付すること。 ・見積額は上記「2(4) 予算額(業務委託費の上限)」以内とすること。
---	-----------------	---

(2) 提出期限 令和6年4月12日(金)午後5時【必着】

(3) 提出方法 電子メール

件名は「【企画提案書】富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務」とすること。

企画提案書を受け付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(4) 形式等 ファイル形式はPDFとし、原則として1ファイルにまとめること。

ファイルサイズが20MBを超える場合は、事前に連絡のうえ、提出方法について別途の指示に従うこと。

(5) 留意事項

- ・企画提案書は参加者1者につき1案のみとする。
- ・ペーパーレス(手元のPCモニターによる閲覧)で企画提案書のプレゼンテーション審査を行うため、企画提案書は可能な範囲で、横向きレイアウト、文字の大きさを10.5ポイント以上とするなど、視認性に配慮すること。
- ・提出された企画提案書は返却しない。(審査の結果に関わらず、電子データは県において必要な期間保存するものとする。)
- ・業務委託の契約候補者(以下「候補者」という。)に選定された企画提案書の内容は、委託業務の目的の範囲内において、県は無償で使用する(素材として一部を流用又は加工する場合を含む)ことができるものとする。
- ・第三者(受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。
- ・提出された企画提案書の内容について、内容の確認及び追加資料の提出を求める場合がある。

8 審査方法等

(1) 審査方法

候補者を選定するため、プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。審査会は、参加者の提出書類及びプレゼンテーションの審査を実施のうえ、最も優れた提案をした者を候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

- ア オンライン（Web会議形式）によるプレゼンテーションを予定しており、日時等の詳細については、後日改めて通知する。
- イ 順番は本県が無作為に決定するものとする。
- ウ 企画提案書に記載された内容の説明（15分間）の後、審査会委員による質疑応答（10分間）を行う。
- エ 当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- オ 説明は、配置予定者が行うこととする。

(4) 結果通知

審査の結果は、参加者に書面で採否のみ通知するとともに、候補者として選定された者を富山県ホームページで公表する。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- ② 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ③ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ⑤ 候補者の選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑥ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ 見積額が上記「2(4) 予算額（業務委託費の上限）」を超えているもの。
- ⑧ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

(6) その他

- ・参加者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。
- ・参加者が多数の場合は、書類審査を行ったうえで、通過した参加者のみプレゼンテーションによる審査を行うことがある。

9 契約の締結

- (1) 候補者に選定された者と仕様書等について協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。
- (2) 候補者との協議が不調となった場合は、8の審査において次点の評価を得た者と協議を行う。
- (3) 契約金額は、原則として、提案された見積額の範囲内とする。

10 その他

- (1) 企画提案書作成等のプロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (2) 各種書類を電子メールにより提出する際は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てと

すること。

- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、本県の同意なく、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 提出先・問合せ先

富山県 生活環境文化部 スポーツ振興課 武道館等整備班

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁東別館 4階

TEL : 076-444-4056/ FAX : 076-444-4617

E-mail : asportshinko@pref.toyama.lg.jp